

**奈良市鼓阪小学校跡地を活用した周辺地域活性化構想策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項**

1. 目的

鼓阪小学校は過小規模であり、集団活動ができる人数を確保し教育環境を整える必要があったため鼓阪小学校と佐保小学校の統合再編を行い、新小学校の開校に向け、保護者や地域住民等への説明・協議を重ねるとともに、現在、令和9年4月開校に向け、新校舎の整備を進めている。そのため統合再編となる鼓阪小学校について、講堂を含めた跡地活用の方向性を検討する必要がある。特に、講堂については、地元住民から利活用についての要望が出ているため、実現可能性の高い利活用策を検討することが重要である。

鼓阪小学校の位置する雑司町は歴史的風土保存区域や史跡指定を受けるなど、他の小学校に比べて用途の制約が大きい。

本業務では、民間事業者の知見を活かしながら地域住民等多様な主体から意見を集めるとともに、土地の方向性や住民の求める機能を十分に整理し、鼓阪小学校区の地域活性化を見据えた実現可能な鼓阪小学校全体の跡地活用の構想策定を支援することを目的とする。

2. 委託業務概要

(1) 業務名称

奈良市鼓阪小学校跡地を活用した周辺地域活性化構想策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

奈良市鼓阪小学校跡地を活用した周辺地域活性化構想策定支援業務委託仕様書（案）（以下「仕様書案」という。）のとおり。

3. 業務履行期間

契約締結日から令和9年2月15日まで

4. 提案上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

5. 受託事業者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

6. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 過去5年以内に、類似業務の実施又は受託実績を有する事業者であること。

- (2) 市税（奈良市以外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 市に業者登録がある場合は、提出日において奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による構想認可又は民事再生法の規定による再生構想認可の決定を受けている者を除く）等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 4 月 1 日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合があることについて同意すること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (8) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (9) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があつた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (4) 応募や審査の公平性を害する行為があつた場合
- (5) 見積書の見積額（税込）が前記「4. 提案上限額」を超える場合
- (6) 企画提案書の提出期限までに提案書類が提出されない場合
- (7) 2 案以上の提案があつた場合
- (8) 企画提案の内容の実施が困難と認められる場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、本要領に違反したと認められる場合又は著しく信義に反する行為を行つたと認められる場合

8. 参加申請受付

8-1 参加申請時の提出書類及び提出部数

- ① 参加申請書（様式 1） 1 部
- ② 事業者概要書（様式 2） 1 部

- ③ 類似案件の実施実績書（様式 3） 1 部
- ④ 類似事業の内容が具体的に確認できる書類（契約書の写し等） 1 部
- ⑤ 奈良市暴力団排除条例に基づく照会用紙（様式 4） 1 部
- ⑥ 令和 8 年度奈良市建設工事等入札参加資格者又は令和 7・8 年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でないものにあたっては、以下の書類
 - (ア) 納税証明書の写し
 - 奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む）〔奈良市市民課で証明〕

当該年度と過去 2 年度分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去 2 年分）
 - 奈良市外の事業者〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕

その 3 又はその 3 の 3
 - (イ) 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後 3 カ月以内のもの）「国税納税地を管轄する税務署で証明」

8-2 提出方法

担当者まで、電子メールにて提出すること。なお、送信の際はパスワード処理を施し、原則 zip 形式の圧縮フォルダで「(2) 提出先」記載のメールアドレス宛に提出することとし、データ容量が大きい場合、データを分割して複数メールにて送付すること。またメール添付の他、安全性の確認されたファイル共有サービス等の利用も可能とする。ただし、奈良市のセキュリティ上、利用できないファイル共有サービス（Google ドライブ）等があるため注意すること。

メール件名は「【事業者名】 鼓阪小学校跡地を活用した周辺地域活性化構想策定支援業務プロポーザル参加申請」とすること。

なお、メール送付後は到達確認を電話で行うこと。また、メール以外の郵送や持参等による提出は認めない。

(1) 提出期間

公告日から令和 8 年 9 月 11 日(金)正午まで（必着）

(2) 提出先

奈良市総合政策課（担当：堀内）

電話：0742-34-4786（直通）

E-mail：sougouseisaku@city.nara.lg.jp

(3) 参加承認

「本プロポーザル」の参加承認の可否の連絡は、参加申請書類に基づき参加資格の確認審査を随時行い、参加申込した者に対し、電子メールで通知する。

なお、参加承認に関する異議等は受け付けない。

9. 参加辞退

本公募への参加申請後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を令和8年9月16日（水）午後5時までに担当者まで、メールで送付すること。

10. 企画提案書等の提出

（1）企画提案書の作成について

- ① 仕様書案を基に提案すること。また、企画提案については仕様書案「11. 事業実施スケジュール（予定）」のスケジュールを踏まえた内容とすること。
- ② 提案内容は、全て事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。仕様書案に記載の、納品物の一部である「鼓阪小学校跡地活用基本構想素案」の中に含まれる「活用構図等」の作成イメージも企画提案書に含めること。

（2）提出書類（審査の対象となる書類）

- ① 企画提案書
- ② 類似案件の実施実績書（様式3）
責任者およびファシリテーターの地域づくりにおけるファシリテーションの実績を含めてください。
- ③ 業務の実施体制調書（様式5）
- ④ 業務工程表（様式自由）
- ⑤ 見積書
様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を並記すること。仕様書案「6. 業務内容」の内容に記載する業務ごとに見積書を作成し、積算根拠の具体的な内訳を明らかにすること。

（3）提出形式及び提出部数

データと書類の両方を提出すること

- ①データ（文字認識が可能なPDF形式等）…①～⑤を各1式に加え、①～⑤を一つのPDFにまとめたデータを1式
- ②書類…それぞれ各10部（正本1部、副本9部）

（4）提出期間

公告日から令和8年9月18日（金）正午まで
（奈良市役所の閉庁日を除く。）

なお、この期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

（5）書類の提出方法

担当者まで、下記のとおり提出すること。

【持参の場合】

提出期限内に持参すること。(時間厳守)

【郵送の場合】

提出期間内に必着とする。ただし、簡易書留郵便等配達記録が残る方法に限る。

なお、郵送で提出した旨を総合政策課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(6) 提出場所

奈良市総合政策課 企画推進係

所在地 〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 中央棟6階

(7) 企画提案書の書式等

- ① 企画提案書の提出は、1事業者につき1提案とする。
- ② 用紙サイズはA4版縦とし、横書きとすること。A3版の用紙をA4サイズに折り込むことも可とする。
- ③ 文字サイズは、10ポイント以上で作成すること。
- ④ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- ⑤ 片面印刷で20ページ以内(表紙はページ数に含めない。)とし、印刷の色はカラー、白黒を問わない。
- ⑥ ページ番号を付すこと。
- ⑦ 提出された企画提案書が本要項の規定に適合しない場合は、無効となる場合がある。

11. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公告日から令和8年9月4日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールで表題を「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、担当課宛てに送信すること。電話又は直接来庁による質問には応じない。

(3) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ①電子メールの表題(「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。)
- ②事業者名
- ③担当者の氏名及び連絡先(所属、電話番号、メールアドレス等)

(4) 質問に対する回答

令和8年9月7日(月)までに、質問書に記載されたメールアドレスにメールにて回答する。なお、寄せられた全ての質問及び回答については、本プロポーザルへの参加表

明した全ての事業者に対し通知するほか、市ホームページ上にて公表する。なお、審査基準等に関することについては回答できない。

12. 事業者の選定

審査委員会が事業者を選定する。

12-1 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和8年10月2日、奈良市役所において実施予定。

※各事業者の審査開始時間等詳細については、別途個別に連絡する。

(2) 実施時間

1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分以内)を予定。

(3) 審査項目及び配点

別紙 採点基準表のとおり

(4) その他

- ① 応募書類提出者が多数のときは、別表1「採点基準表」に基づいて応募書類の書類審査を行い、プレゼンテーション審査を受ける提案者を選考する場合がある。
- ② プレゼンテーションは非公開で行う。ただし、事業者選定後に、審査委員会議事録要旨並びに受託候補者第1位及び第2位の事業者名を公開することとする。
- ③ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配付は認めない。
- ④ プレゼンテーションでは、企画提案書に記載の範囲内で作成したMicrosoft PowerPoint等を説明の補助として使用(資料の配布又は投影)することが可能である。プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は本市にて用意するため、事前に担当者まで連絡すること(パソコンおよびスクリーン等との接続機器については事業者において用意すること)。
なお、機器の接続時間は持ち時間に含まれない。
- ⑤ プレゼンテーション出席者数は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とする。プレゼンテーションは本業務に直接携わる者が行うこと。
- ⑥ 遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ⑦ 参加事業者が多数に及ぶ場合は、書類審査による一次審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を限定する場合がある。

12-2 選定方法等

- (1) 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、受託候補者第1位及び第2位となる事業者各1者を選定する。
- (2) 審査委員会は別途定める採点基準表に基づき、提出書類に記載された内容を評価項目ごとに採点する。なお、最低基準が満点の6割以上であることとし、最低基準に満たないものについては対象外とする。
- (3) 受託候補者第1位に選定された事業者と奈良市が協議し、企画提案書による内容を基本として、本業務の委託に係る仕様を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う。なお、受託候補者第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、受託候補者第2位に選定された事業者と交渉を行う。
- (4) 参加事業者が1者のときは、(2)の最低基準を満たした場合、契約候補者とする。

12-3 選定結果の通知

選定結果については、企画提案書を提出した全ての事業者に速やかに通知する。

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、奈良市が本プロポーザルの結果の報告等に必要な場合は、その内容が無償で利用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 提出書類の「業務の実施体制調書(様式5)」に記載する管理責任者及び担当者(以下「管理責任者等」という。)は、本プロポーザル実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。また、奈良市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病又は退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) 本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

14. スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始日	令和８年８月１９日（水）
参加申請書の受付	令和８年８月１９日（水）～ 令和８年９月１１日（金）１２：００ まで
質問受付期間	令和８年８月１９日（水）～ 令和８年９月４日（金）１７：００
最終質問回答日	令和８年９月７日（月）
企画提案書の受付	令和８年８月１９日（水）～ 令和８年９月１８日（金）１２：００ まで
プレゼンテーション審査（予定）	令和８年１０月２日（金）
審査結果通知日（予定）	令和８年１０月上旬
契約締結	令和８年１０月上旬

15. 担当課（問合せ先）

奈良市総合政策課（担当：堀内）

E-mail：sougouseisaku@city.nara.lg.jp